

しゅうがくえんじょ  
「平成30年度 就学援助制度について」

さいたま市教育委員会

さいたま市では、小・中学校へ通うお子さまの学用品の購入や給食費の支払いでお困りのご家庭に対し、その費用の一部を援助しています。

援助を希望される場合は、このパンフレットをよくお読みになり、内容をご理解いただいたうえで申請してください。

なお、継続して援助を希望される場合でも、毎年申請が必要になります。

## 1 対象となるご家庭《申請後に審査があります》

さいたま市に住所があり、小・中学校へ通うお子さまがいるご家庭で、平成30年4月1日現在16歳以上のご家族全員が、次の①～⑩のいずれかにあてはまる場合に対象となります。

番号	対象となる理由	申請書に付ける必要書類（左の理由を証明する書類）
①	生活保護が停止または廃止になった	○停止の場合は、「生活保護受給証明書」の原本に加えて、停止決定時にお手元に届いている「保護停止決定通知書」のコピー ○廃止の場合は、「生活保護受給証明書」の原本 「生活保護受給証明書」は、生活保護を受けていた所の区役所福祉課で発行します。
②	市民税が非課税である	「市民税・県民税 非課税証明書」の原本 6月8日（金）までの申請は平成29年度、6月11日（月）以降の申請は平成30年度の証明書が必要になります。区役所課税課等で発行しています。
③	個人事業税の減免を受けている	「県税減免通知書」のコピー 承認時にお手元に届いている書類です。紛失した場合は、県税事務所へお問い合わせください。
④	災害等の理由により自己の居住財産の固定資産税の減免を受けている	「固定資産税・都市計画税減免決定通知書」のコピー 承認時にお手元に届いている書類です。紛失した場合は、各区役所課税課等にお問い合わせください。
⑤	国民年金の保険料が免除されている	「国民年金保険料免除申請承認通知書」のコピー 承認時にお手元に届いている書類です。紛失した場合は、年金事務所へお問い合わせください。
⑥	国民健康保険の保険税が減免されている	「国民健康保険税減免決定通知書」のコピー 承認時にお手元に届いている書類です。紛失した場合は、区役所保険年金課へお問い合わせください。
⑦	児童扶養手当を受給している （児童手当・特別児童扶養手当とは異なります）	「児童扶養手当証書」のコピー 承認時にお手元に届いている黄色い書類です。紛失した場合は、区役所支援課へお問い合わせください。また、更新手続きのため証書を預けている場合は、区役所支援課が発行する「児童扶養手当証書保管証明書」でもかまいません。
⑧	生活福祉資金の貸付を受けている	「生活福祉資金貸付決定通知書」のコピー 承認時にお手元に届いている書類です。紛失した場合は、社会福祉協議会へお問い合わせください。
⑨	失業中で雇用保険受給資格がある	「雇用保険受給資格者証」のコピー 承認時にお手元に届いている書類です。紛失した場合は、ハローワークへお問い合わせください。
⑩	①～⑨以外で、生活保護にはならないが、経済的な理由によりお子さまを学校に通わせることが困難である	◎前年中の所得などがわかる書類（※未申告の方は認定できません） ○6月8日（金）までに申請する場合<いずれかを用意してください> ・「平成29年分確定申告書控（第一表・第二表）」のコピー ・「平成30年度分市民税・県民税申告受付書」のコピー ・「平成29年分源泉徴収票」のコピー（1年分の収入が確認できるすべてのもの） ○6月11日（月）以降に申請する場合 ・「平成30年度市民税・県民税 所得証明書」の原本 ◎賃貸物件にお住まいの場合、家賃、借主、貸主が確認できる「賃貸借契約書」のコピー（住宅ローンの返済は該当しません。）

## ★ 必要書類についての注意事項

### ○ 同居のご家族について

二世帯住宅や同じ敷地内の別棟に居住する場合でも、基本的には同居とみなして必要書類の提出をお願いしています。生計が別である場合は、それを証明する書類として、電気・ガス・水道料金の検針票や領収書のコピー、土地建物の賃貸借契約書のコピーなどが必要になります。

### ○ ⑩の理由で6月8日(金)までに申請する場合

#### (1)給与収入のみ、または年金収入のみの場合

- ・「平成29年分源泉徴収票」のコピー

#### (2)途中就職や退職をした場合<いずれかを用意してください>

- ・1年分の収入が確認できるすべての「平成29年分源泉徴収票」のコピー
- ・昨年末に勤務していた職場から交付される、前の職場の分を合わせて年末調整がされている「平成29年分源泉徴収票」のコピー
- ・「平成29年分確定申告書控」のコピーまたは、「平成30年度分市民税・県民税申告受付書」のコピー

#### (3)(1)(2)以外の場合

- ・「平成29年分確定申告書控」のコピーまたは、「平成30年度分市民税・県民税申告受付書」のコピー

※マイナンバー（個人番号）が記載されている場合は、黒塗りにして見えないようにしてください。

### ○ 家計急変世帯・どうしても必要書類をそろえられない場合

状況を明確にして、学校・学事課に相談してください。書類が不要ということではありません。相談のうえどのような書類が提出できるのかを確認します。

## 2 申請方法《1世帯で1枚の申請書を提出してください》

【提出書類】:「就学援助費受給申請書兼世帯票」に必要事項を記入、押印し、裏面に必要書類をのり付けしてください。

※ 右の「記入例」と申請書裏面の「記入要領」を参照してください。

【提出場所】:学校(さいたま市立の小・中学校)か区役所区民課へ提出してください。(郵送不可)

※ 兄弟姉妹が別の学校に通う場合は、どちらに提出してもかまいません。

※ 申請書はできるだけ学校へ提出してください。

### 【申請期間】

申請時期 (土・日・祝日・年末年始を除く)	援助対象時期	審査結果郵送時期	新入学用品費支給時期 (対象者のみ)
平成30年2月15日(木)から 平成30年3月15日(木)まで	平成30年4月から	平成30年5月中旬	平成30年5月下旬
平成30年3月16日(金)から 平成30年4月27日(金)まで	平成30年4月から	平成30年6月中旬	平成30年7月下旬
平成30年5月1日(火)から 随時	申請があった月から	申請があった月の翌月または 翌々月の中旬	

※ 平成31年2月1日(金)以降に申請する場合は、教育委員会学事課へご相談ください。

※ 申請書や必要書類に不備がある場合は返却します。援助の対象となるのは、再提出があった月からになるため、再提出は速やかにお願いします。

### 3 支給内容

- 《学用品費等》 次の金額を月割し、1～3の学期ごとに各学期末（7・12・3月）に振込みます。  
小学1年生（年額）12,990円      2～6年生（年額）15,220円  
中学1年生（年額）24,590円      2、3年生（年額）26,820円
- 《入学準備金》 11月に認定されている小学6年生を対象として、中学校入学準備金として47,400円を1月下旬に振込みます。
- 《新入学用品費》 4月から認定されている新入生を対象として、申請した時期により5月下旬または7月下旬に次の金額を振込みます。（入学準備金を平成29年度に支給された方を除く）  
小学1年生 40,600円      中学1年生 47,400円
- 《修学旅行費》 旅行時に認定されている参加者を対象とし、学校からの報告に基づき、実費相当額を10月、2月、3月のいずれかの月に振込みます。
- 《学校給食費》 学校口座へ直接振込むため、保護者の方の負担はありません。
- 《医療費》 学校の定期健康診断で特定疾病につき治療の指示が出た場合、医療券を交付します。
- 《学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）発行費》  
学校給食における食物アレルギー対応のため医療機関へ支払った文書料を、3,000円に消費税額を加算した金額を上限として支給します。

**※支給額は平成29年度のコレ額であり、変わるコレあります。**

### 4 認定後の注意事項

- 転居や転校、世帯構成にコレがあったコレは、必ず学校の就学援助担当者へ連絡してください。連絡がないコレは、援助できなくなるコレもあります。
- 学用品費等の振込み予定日と金額については、審査結果とともに通知しており、その都度通知していません。通帳の記帳をするなどして、ご自身で確認してください。
- 就学援助は学校の集金を免除するものではないため、学校の集金は必ず支払ってください。コレがあつて支払えないコレは、学校に相談し、コレ後の支払いについて話し合ってください。
- 申請内容とコレ実が異なるコレが判明したコレは、認定をコレ取り消し、支給済の援助費をお返しいただくコレもあります。

### 5 コレその他

- お子さまが安心して学校生活をコレ送るコレようにするため、学校と連携しながら就学援助をコレ行っています。申請内容はお子さまがコレ通う学校にコレ全て報告してコレいますが、個人情報コレの管理に細心の注意をコレ払うととも、プライバシーにコレ十分配慮してコレ取り扱っています。
- 給食費や学年費、修学旅行費の積立等については、各学校がコレ独自のコレ方法で集金してコレいます。集金内容の確認や、給食費のコレ払戻しについては、お子さまがコレ通う学校へコレお問い合わせください。

#### 問い合わせ先

- ・ 申請・認定 及び 学用品費等・入学準備金・新入学用品費・修学旅行費について : 学事課 教育費支援係  
電話:829-1647  
FAX:829-1989
- ・ 給食費について : 健康教育課 学校給食係 電話:829-1680 FAX:829-1990
- ・ 医療費について : 健康教育課 保健係 電話:829-1678 FAX:829-1990
- ・ 学校生活管理指導表発行費について : 健康教育課 健康教育係 電話:829-1679 FAX:829-1990
- ・ 学校の集金(給食費や学年費、修学旅行費の積立等)について : お子さまがコレ通う学校へ